

電気通信事業ガバナンス検討会 報告書（案） に対する意見募集の結果（概要）

令和4年2月18日

電気通信事業ガバナンス検討会 事務局

- 意見募集期間：令和4年1月15日(土)から同年2月4日(金)まで
- 提出意見件数：48件(電気通信事業者10件、団体等18件(電気通信事業者団体4、経済団体等4、海外団体2、消費者団体等4、その他団体等4)、個人20件)

<意見提出者> (各項目ごとに五十音順)

1. 電気通信事業者(10)

- ・株式会社 NTTドコモ
- ・グーグル合同会社
- ・KDDI 株式会社
- ・JCOM 株式会社
- ・ソフトバンク 株式会社
- ・Twitter, Inc.
- ・日本電信電話 株式会社
- ・株式会社 メルカリ
- ・株式会社 ユーザーベース
- ・楽天モバイル 株式会社

2. 電気通信事業者団体(4)

- ・一般社団法人 テレコムサービス協会
- ・一般社団法人 電気通信事業者協会
- ・一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
- ・一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

3. 経済団体等(4)

- ・一般社団法人 シェアリングエコノミー協会
- ・一般社団法人 新経済連盟
- ・公益社団法人 経済同友会
- ・一般社団法人 日本経済団体連合会

4. 海外団体(2)

- ・在日米国商工会議所(ACCJ)
- ・Asia Internet Coalition (AIC)

5. 消費者団体等(4)

- ・情報通信消費者ネットワーク
- ・公益社団法人 全国消費生活相談員協会
- ・公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)
- ・一般社団法人 MyDataJapan

6. その他団体等(4)

- ・一般社団法人 オープンガバメント・コンソーシアム
- ・一般財団法人 情報法制研究所
- ・一般社団法人 電子決済等代行業者協会
- ・三浦法律事務所

7. 個人(20)

主な御意見

総論

- ①賛同の御意見(意見1-1)
- ②消費者側の意見反映への御意見(意見1-2)
- ③丁寧な議論の進め方への御意見(意見1-3、1-4)
- ④個人情報保護委員会等の関係省庁との連携への御意見(意見1-5)
- ⑤規律対象の電気通信事業者への負担に関する御意見(意見1-6)

電気通信事業ガバナンスの在り方と実施すべき措置

(全般)

- ①電気通信事業ガバナンスの強化に係る基本的な考え方について(意見3-1、3-2)
- ②賛同の御意見(意見3-3)
- ③国際的な法制度や他の国内制度との整合性について(意見3-5)

電気通信事業に係る情報の漏えい・不適正な取扱い等に対するリスク対策

適正な取扱いを行うべき情報

- ①適正な取扱いを行うべき情報の明確化について(意見3-9)
- ②適正な取扱いを行うべき情報の範囲について(意見3-10)
- ③利用者情報の保護を行うための法律について(意見3-11)

利用者情報の適正な取扱いの促進

- ①賛同の御意見(意見3-13、3-18、3-23)
- ②利用者情報の適正な取扱いに係る規律が課される者について(意見3-14)
- ③利用者情報の適正な取扱いに係る規律が課される者の明確化について(意見3-16)
- ④事業者への負担の懸念について(意見3-19)
- ⑤電気通信サービスに対するリスクと検討結果の関係について(意見3-21)
- ⑥個人情報保護法等との整合性について(意見3-22)
- ⑦サーバ設置国の公表について(意見3-28、3-29)
- ⑧SNSや検索サービスを提供する第三号事業者を規律の対象とすることについて(意見3-32、3-33、3-34、3-35)

利用者に関する情報の外部送信の際に講じるべき措置

- ①利用者に関する情報の外部送信の際に講じるべき措置の必要性について(意見3-36)
- ②利用者に関する情報の外部送信に係る規律が課される者について(意見3-38、3-39)
- ③利用者に関する情報の外部送信に係る規律の実効性について(意見3-41)
- ④利用者の同意取得の必要性について(意見3-42)
- ⑤令和2年改正個人情報保護法との関係について(意見3-44)

通信ネットワークの多様化等を踏まえた電気通信サービスの停止に対するリスク対策

- ①設備の多様化に対応した規律の見直しについて(意見3-45、3-47)
- ②重大事故等のおそれのある事態の報告制度について(意見3-49)

今後の検討課題

- ①官民連携した官民共同規制の実施体制の構築(意見4-1)
- ②技術的進展の動向の把握と情勢に応じた対応方策の検討について(意見4-2)
- ③電気通信事業を取り巻く環境の変化とこれからの事業法について(意見4-3)

総論

意見1-1 利用者が安心して利用でき、高い信頼性を有する電気通信サービスの提供を確保するための取組の必要性について賛同し、利用者情報の適正な取扱いに必要な措置、利用者に関する情報の外部送信の際に利用者に対して確認の機会を与えることなどの本報告書(案)の方針に賛同する。

<主な御意見>

- ・データ利活用によるイノベーションを高度に社会実装していくとともに、我が国がグローバルなデータ利活用競争を勝ち抜いていくためには、技術的要素による対応のみならず、社会的要素(倫理・ガバナンス)による対応が必要と考えております。このような取り組みが先行する欧州等、諸外国の規制動向を十分に踏まえつつ、社会や人々に安心や信頼をもたらすルールの形成に、国も含め、積極的に取り組んでいく必要があると考えます。【日本電信電話株式会社】
- ・電気通信サービスの国民生活・社会経済活動における重要性が高まっていることに鑑み、利用者が信頼性の高い電気通信サービスを安心して利用できるようにするため、利用者に関する情報の適正な取扱いの促進を図る必要最小限の規律を新たに定めていくという方向性については適切であると考えます。【KDDI株式会社】
- ・通信サービスへの国民の信頼確保は、日本の健全なデジタル社会の実現のために必要不可欠なものであり、報告書案の目指す事業法改正の方向性に大いに賛同します。【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】
- ・事業者の自主的な取組を尊重していただくとともに、利用者が安心して利用でき、高い信頼性を有する電気通信サービスの提供を確保するための取組の必要性について、賛同いたします。【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】
- ・信頼性の高い電気通信サービスの提供が確保されることは、利用者の安全・安心につながります。特に、利用者情報の取扱いについては利用者がいつでも情報を把握でき、意向が反映できるような選択の機会が得られることを望みます。【公益社団法人全国消費生活相談員協会】
- ・本報告書案の改正提案は、電気通信サービスの利用環境の変化に伴って新たに生じた問題に適時・適切に対応しようとするものであり、提案の方向性に従った法改正に賛成する。【一般社団法人MyDataJapan】

考え方

- ✓ 賛同の御意見として承ります。

意見1-2 事業者側のみの意見を重視するのではなく、利用者の利益の保護の観点から、消費者側の意見についても取り入れるべきである。

<主な御意見>

- ・今回の検討が、最終段階で事業者団体の反対を受け、その主張の妥当性が十分に検証されないまま採用され、消費者側の意見が顧みられなかったことにも強く抗議します。電気通信事業法の大きな目的が、利用者の保護と通信への信頼の確保である点を忘れないでください。【情報通信消費者ネットワーク】
- ・我々ISPは「通信の秘密」等を守るという基本原則で、国民の信頼を得、インターネットの普及と維持、発展に寄与してきたつもりであり、今後も基本原則を守り続ける所存ではありますが、インターネットの自由を保持しつつ、ディストピアに変えないために、政府には最低限の関与をして頂き、インターネットが国民の「解放者」であり続けられるよう励行されることを望みます。【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】

考え方

- ✓ 本検討会においては、事業者側のみの意見だけではなく、消費者団体等からの意見を聴取する機会を設け、利用者側の様々な意見についても考慮してきています。
- ✓ 電気通信事業法の目的である「電気通信役務の円滑な提供を確保」するとともにその「利用者の利益を保護」すること、これを通じて「電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保」を図ることを重視しつつ、利用者の情報の保護や適正な取扱い、電気通信に対する信頼確保等に対する期待を踏まえ、利用者の利益を最大限考慮した提案を行った上で、事業者の実務や実態等も考慮して、まずは、利用者にも生じる影響の範囲やリスクが特に高いと考えられる大量の情報を取得・管理等する者による電気通信事業を念頭に、利用者に関する情報の適正な取扱いを促進するための必要最小限の規律を新たに定めていくこととし、適正な規律の下で利用者情報の保護と活用を図ることができるような措置となるように配慮したものです。
- ✓ 信頼できる電気通信サービスの提供の確保については、官民共同規制の下で達成していくべき課題であり、今後も、事業者、事業者団体、消費者団体等と連携してよく意見交換をしながら検討し、事業者の実務や実態、利用者の利益等を踏まえた制度整備と運営が行われることが重要であると考えます。

意見1-3 利用者情報の適正な取扱いの対象となる利用者情報や大規模な電気通信事業者の基準や求められる規律の内容、利用者に関する情報の外部送信に係る取組などを明確化すべきであるとともに、今後の制度の詳細化に当たっては、官民の幅広いステークホルダーが参加した透明性の高い検討の場で議論を進めるべきである。

<主な御意見>

- ・電気通信事業の健全な発展と国民の利便性向上に向け、これらの方策を実態に即したより実効性あるものとしていくためには、本報告書案の第4章も踏まえ、政府と民間事業者が、さらには幅広いステークホルダーも交えて丁寧な意見交換を行いつつ連携して取組を進めることが不可欠であり、当協会として、そのことを強く期待するものである。【一般社団法人電気通信事業者協会】
- ・「電気通信事業ガバナンス検討会」における議論の経緯等を踏まえると、消費者(団体)、事業者(団体)、有識者等のマルチステークホルダー間による意見交換や情報の共有が十分であったとは言い難い。また、電気通信事業は、技術の進展が著しく、国民の生活に直接影響を与える重要な産業であることから、十分に時間を取って議論を深め、関係各位のご理解と合意を得るべきと考える。【グーグル合同会社】
- ・今後、上記のような規律の整理を進めていくに際しては、官民協議会の設置も視野に入れ、幅広いステークホルダーとのより透明性の高い丁寧な対話を徹底頂きたい。【一般社団法人シェアリングエコノミー協会】

考え方

- ✓ 利用者が安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供を確保し、電気通信事業者が、社会全体のデジタル化やデジタルトランスフォーメーションを支える基盤として貢献できるよう、電気通信事業者、利用者をはじめとする様々なステークホルダーと丁寧に対話しつつ、官民が連携しながら、利用者の利益が確保できるように適切な規律となる官民共同規制の実施体制の構築に向けた検討を進めることが適当と考えます。
- ✓ 具体的な制度設計に際しては関係する事業者団体、電気通信事業者、消費者団体等と意見交換をしながら、実態に即した制度整備を進めていくことが適当と考えます。

意見1-4 電気通信事業ガバナンス検討会における検討において、関係するステークホルダーの参加や十分に透明性のあるプロセスが確保されておらず、規制の合理性に懸念を有する。

<主な御意見>

- ・本件に関する総務省の検討会は長らく一般に公開されておらず、会議のプロセスは透明性を欠いていた。検討会で意見を表明する機会を得られたことには感謝しているが、本報告書(案)が公表される直前のことであり、透明性ある審議として不十分と言わざるを得ない。【在日米国商工会議所】【Asia Internet Coalition (AIC)】
- ・今般の電気通信事業ガバナンス検討会の報告書(案)をめぐっては、検討会が示した方向性に対して様々なステークホルダーが意見を示しており、マルチステークホルダーの参画による十分な検討に基づく合意形成が行われてきたとは言い難い。政策目的の明確化と規制の実効性の観点から、あらためて多様なステークホルダーが参画した開かれた議論の下での再検討を求める。【公益社団法人経済同友会】
- ・日本のイノベーション推進のためには幅広いステークホルダーが参加できる政策形成のプロセスが必要で、これまでのプロセスよりも公平性および透明性の向上が必要である。【Twitter,Inc.】

考え方

- ✓ 本検討会は、各電気通信事業者等の個別企業のサイバーセキュリティ対策の内容等機密性の高い情報について直接ヒアリングを行い、具体的に検討する観点からその部分について非公開での開催としていました。議事要旨及び資料については、サイバーセキュリティ対策に係る部分など機微な部分以外、毎回全て公開してきております。また、昨年11月からは会合全体についても一般公開し、更に透明性を確保しています。
- ✓ 事務局において事業者及び事業者団体等産業界、消費者団体等からのヒアリングや個別の意見交換等を継続的に実施し、その結果を踏まえた上で議論を進めてきています。また、令和3年12月28日及び令和4年1月11日には、電気通信事業ガバナンス検討会の場において直接事業者団体、消費者団体等からの追加的ヒアリングも実施するなど、できる限り丁寧な意見聴取と調整を進めてきたところです。
- ✓ 信頼できる電気通信サービスの提供の確保については、官民共同規制の下で達成していくべき課題であり、今後も、事業者、事業者団体、消費者団体等と連携してよく意見交換をしながら検討し、事業者の実務や実態、利用者の利益等を踏まえた制度整備と運営が行われることが重要であると考えます。

意見1-5 個人情報保護に関し個人情報保護委員会と総務省の権限が重複しないように調整が必要ではないか。個人情報保護委員会等の関係省庁と緊密に連携してほしい。

<主な御意見>

- ・法律間の整合性だけでなく、事業者の規制遵守における効率性及び利用者の理解しやすさ・利便性といった点についても、さらなる配慮を求めたい。その上で、個人情報保護委員会等の関係省庁と緊密に連携いただくとともに、最終報告書においても明確にその旨言及いただきたい。【グーグル合同会社】
- ・「利用者情報」と個人情報又は「個人関連情報」は相当程度重複することから、個人情報保護に関し、個人情報保護委員会と総務省の権限が重複しないようにし、また後日両者の連携が十分に行われたかについて効果的に行政レビューを行えるよう、総務省が個人情報保護委員会と連携することを電気通信事業法自体に明記すること【在日米国商工会議所】【Asia Internet Coalition (AIC)】
- ・そもそも個人情報保護法の改正において検討が不十分な課題があったなど、個人情報保護法改正後のパーソナルデータの利用環境の変化、そして電気通信事業について規制することの合理的な理由が説明できないのであれば、電気通信事業法で規律する根拠を欠くと思料する。【三浦法律事務所】

考え方

- ✓ 本検討会においては、あくまでも電気通信事業法の目的の範囲内で、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供を確保する観点から、業法として必要最小限の規律を検討しています。個人の権利利益を保護することを目的としている個人情報保護法とは規制の目的も対象となる事業者も異なっています。さらに、報告書案においては、「利用者情報」の適正な取扱いの必要性について述べています。
- ✓ 一般的に、電気通信事業者は、通信の秘密に関する情報、個人情報、利用者に直接関係する情報等を総体として一体的に適切に取り扱っており、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等により適切な情報の取扱いが確保されています。
- ✓ 同ガイドラインは個人情報保護委員会事務局の確認を受けており、運用面においても同委員会と緊密に連携していると承知しています。
- ✓ 今後も、個人情報保護委員会事務局とも連携して、同ガイドラインの改正などを通じて、分かりやすい情報発信を進めることが重要と考えます。

意見1-6 利用者情報の適正な取扱いに係る取組について、規制の及ぼす影響について十分な検討が行われておらず、対象となる電気通信事業者等に対して過度な負担となるおそれがある。

<主な御意見>

- ・法規制の強化は、事業者の創意工夫によるビジネスの革新や国際競争力にも影響を与え、ひいては利用者の利便性等の利益を害する側面も有することに鑑みれば、スタートアップ等による自由なビジネスを阻害しないための配慮も重要である。規律の適用対象に係る基準や規律内容の具体化にあたっては、事業者等との対話を通じて様々なサービスの利用実態を丁寧に把握し、イノベーションと利用者保護の均衡のとれた適切なルール設計を目指して頂きたい。【一般社団法人シェアリングエコノミー協会】
- ・経済安全保障を促進しつつ、同じ考えを共有する関係国間で自由なデータ流通の恩恵を受けてイノベーションを促進するために、国際的な枠組みを重視し活用すること【在日米国商工会議所】【Asia Internet Coalition (AIC)】
- ・日本にとっては、デジタル化の後れを取り戻し、イノベーションを推進することは重要な成長戦略であり、事業者が事業のしやすい環境を整備しつつ、保護すべき国民の権利利益にも配慮した合理的な制度設計が必要である。電気通信事業ガバナンス検討会報告書(案)では、電気通信事業法に新たな規制対象を追加し、著しい規制強化の方向性が示されているが、規制改革の流れに逆行する著しい規制強化案となっており、比例原則に照らした最低限の規制として必要な規制強化であるのか検証がされていない。【三浦法律事務所】

考え方

- ✓ 御指摘のスタートアップ等への配慮の必要性に関し、本検討会のヒアリング等を通じた産業界の意見等も踏まえ、利用者情報の適正な取扱いに関する検討については、規制が及ぼす負担の増加への配慮から、一部の大規模な電気通信事業者のみを対象としています。また、情報の外部送信に関する検討については、スタートアップの電気通信事業者等による自由なビジネスを阻害しないための配慮が必要としています。今後、利用者や事業者等の意見を踏まえつつ、検討を進める必要があると考えます。
- ✓ 一般に、利用者情報の適正な取扱いに係る規律の対象として検討されている大規模な電気通信事業者については、既存の取組を活用していただくことが可能であると考えられることから、ビジネスに対して新たに過度な負担をもたらすことにはならないものと考えられます。
- ✓ 国際的に調和した制度を導入し、国民の誰もが安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供が確保されることを通じて、内外におけるイノベーションの活性化や電気通信サービスのグローバル化を促進し、電気通信事業の中長期的な発展に資するものと考えます。

第3章 電気通信事業ガバナンスの在り方と実施すべき措置

(全般)

意見3-1 電気通信事業ガバナンスの強化に係る基本的な考え方について、賛同する。

<主な御意見>

・「電気通信事業ガバナンスの強化」を支持する。「政府も関与する共同規制等の仕組みによって、①の事業者自らによる取組を促進していくという方向を目指すべきである。」に賛同である。また、共同規制等を検討する際には、消費者代表等の広いステークホルダーの意見を聞く必要がある。【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】

考え方

✓ 賛同の御意見として承ります。

意見3-2 電気通信事業ガバナンスの仕組みの一つとして、内部統制が取れている電気通信事業者の取組をベストプラクティスとして紹介することを推奨する。

<主な御意見>

・電気通信事業ガバナンスの仕組みにつき、③として、内部統制が取れ、ガバナンスが効いている電気通信事業者の取り組みを「ベストプラクティス」のような形で紹介することを推奨したい。その結果として、事業者の自主的なガバナンス能力を向上させ、結果的に利用者保護や電気通信サービスの利便性の向上に繋がると考える。【グーグル合同会社】

考え方

✓ 御意見を踏まえ、「第4章 今後の検討課題」の「(1)官民連携した官民共同規制の実施体制の構築」に以下の内容を追記します。

【記載内容】

さらに、制度の執行に際しては、ガバナンスが確保された電気通信事業者の取組をベストプラクティスとして共有すること等により、事業者の内部統制によるガバナンスの強化が図られていくことが期待される。

意見3-3 利用者に関する情報を適正に取り扱うことは必要不可欠であり、必要最小限の規律を定める必要性について賛同する。

<主な御意見>

- ・電気通信サービスを提供する事業者としては、利用者の安全・安心を確保し、電気通信事業の発展を促す観点からも、利用者に関する情報を適正に取り扱うことは、必要不可欠であり、大規模な検索サービスやSNSを提供する大手プラットフォームも含めて、必要最小限の規律を定める必要性について、賛同いたします。【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】

考え方

- ✓ 賛同の御意見として承ります。

意見3-5 国際的な法制度や他の国内制度との整合性が図られるべきではないか。

<主な御意見>

- ・通信サービス利用者を含む個人のプライバシー保護という政策課題については、国際的な調和という要素を十分取り入れた個人情報保護法による対応が既に進められている中で、本報告書案を踏まえた制度改正は、電気通信事業法と個人情報保護法の二重規制となり、ビジネスに過剰な負担をもたらすことで、日本のデジタルビジネスの発展ひいては日本社会のデジタル化自体を大きく阻害することを強く懸念する。【一般社団法人新経済連盟】
- ・報告書案においては、諸外国の規律について紹介がなされているが、電気通信に関する諸制度についての総合的な考察がなされておらず、我が国の法制度における対応が国際調和の観点から整合的に説明し得るのかなど、疑問がある。【三浦法律事務所】

考え方

- ✓ 他国における取組について、ドイツでは2021年5月に電気通信事業者法を改正し、電気通信事業者に対して通信の秘密や個人情報の保護に関する方策の導入等を義務付け、英国においても2021年11月に電気通信(セキュリティ)法が成立し、電気通信事業者に対して通信の漏えいといったリスクに対するセキュリティ対策を義務付けており、昨今の電気通信事業を取り巻く環境変化によるリスクの高まりを踏まえて、各国の業法において新たな規律が設けられているものと承知しており、報告書案はこうした動きに沿ったものと考えます。
- ✓ 法体系は各国で異なる部分もありますが、これまで電気通信事業法において保護の対象とされてきた通信の秘密は個人情報にも該当し得ますが、電気通信事業法の目的の範囲内で規定されており、二重規制とは考えられておりません。さらに、電気通信事業者は、通信の秘密に関する情報、個人情報、利用者に直接関係する情報等を総体として一体的に適切に取り扱っており、個人情報保護委員会事務局の確認を受けた「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等により運用面においても従来から同委員会と緊密に連携していると承知しています。
- ✓ なお、「アジャイルガバナンス原則」は、機動的で柔軟なガバナンスを指すものと承知しており、官民共同規制の考え方も踏まえ、各事業者が自ら利用者情報の取扱状況の評価を行い対応することは、当該原則にも沿ったものと考えられます。

第3章 電気通信事業ガバナンスの在り方と実施すべき措置

3.2.1 電気通信事業に係る情報の漏えい・不適正な取扱い等に対するリスク対策

3.2.1.1 適正な取扱いを行うべき情報

意見3-9 適正な取扱いを行うべき情報の明確化が必要。

＜主な御意見＞

- ・事業者における規律に従った適切な取扱いに資するべく、個人情報保護法上の匿名加工情報、仮名加工情報、個人関連情報との整合性が図られた、明瞭かつ分かりやすい規律となることを要望します。「利用者情報」については、個人情報保護法の用語(個人情報ではない情報:個人関連情報)と類似概念であるため、明確に定義していただくことを要望します。【株式会社NTTドコモ】
- ・情報の適正な取扱いに関する規律と情報の外部送信に関する規律の対象の具体的な例示の記載がないことにより、事業者の混乱を招きかねないことから、「利用者情報」と「利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報」がそれぞれ具体的にどのようなものを含むのか明確化が必要であると考えます。【KDDI株式会社】
- ・報告書案で示された「利用者情報」は、個人情報保護法との関係性が不明瞭な部分もあると考えており、今後、具体的な内容が明示された上で、個人情報保護法との整合性が整理され、二重規制・過剰規制とならない様に検討が行われる事を要望致します。【JCOM株式会社】

考え方

- ✓ 利用者情報は、利用者に関する情報のうち①通信の秘密に該当する情報、②電気通信役務の契約を締結した、又はログインIDやユーザー名等で電気通信役務の利用登録をした利用者の情報としています。御指摘のとおり、適正な取扱いを行うべき情報の範囲について、事業者及び利用者の方々に分かりやすく明確化することは重要であると考えており、いただいた御意見を参考にしつつ、今後、適正な取扱いの対象となる情報の範囲について、利用者の利益や各事業者における事業の実態等を踏まえ「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正などを通じて、分かりやすい情報発信に努めていく必要があると考えます。
- ✓ 利用者情報については、通信の秘密や個人情報等が含まれ、その取扱いが利用者にも及ぼす影響の大きさは異なる場合があると考えられ、例えば情報取扱規程において、事業の実態等を踏まえその管理方法等に差を設けることは問題ないと考えられます。
- ✓ 具体的な制度設計に際しては関係する事業者団体、電気通信事業者、消費者団体等と意見交換をしながら、実態に即した制度整備を進めていくことが適当と考えます。

意見3-10 適正な取扱いを行うべき利用者情報については、利用者に関する幅広い範囲の情報とすべき。

<主な御意見>

- ・対象を、「利用者に関する情報のうち①通信の秘密に該当する情報、②電気通信役務の契約を締結した、又はログインIDやユーザー名等で電気通信役務の利用登録をした利用者の情報」に限定することは妥当ではありません。契約・登録の有無にかかわらず、利用者に関する情報はすべて対象とすべきです。【情報通信消費者ネットワーク】
- ・規律の対象を、「利用者に関する情報のうち①通信の秘密に該当する情報、②電気通信役務の契約を締結した、又はログインIDやユーザー名等で電気通信役務の利用登録をした利用者の情報」に限定するのではなく、契約・登録の有無にかかわらず、特定の個人を識別しないものの、端末やブラウザを識別する端末等識別情報も含め、利用者に関する情報はすべて対象とすべきと考えます。【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】
- ・対象となる情報について、通信の秘密に該当する情報に加え、「電気通信役務利用者情報」も適正な取扱いを行うべき情報として位置付けることを支持する。サービス形態によるリスク範囲の拡大から、個人情報に当たらない利用者情報つまり、「特定の個人を識別することなく利用者を区別する」サービスの利用者の情報までも、適正な取扱いを行うべき利用者の権利として保護されるべきと考える。【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】
- ・規律の対象を、「利用者に関する情報のうちA通信の秘密に該当する情報、B電気通信役務の契約を締結した、又はログインIDやユーザー名等で電気通信役務の利用登録をした利用者の情報」(47頁)のみに限定する点は妥当ではない。ケンブリッジアナリティカの教訓は、行動ターゲティング広告やレコメンドによって、多数の人の投票行動に影響を与えることが可能になり、それが社会の分断や安全保障上の問題をもたらすというものである。【一般社団法人MyDataJapan】

考え方

- ✓ 適正な取扱いを行うべき利用者情報の対象については、利用者の情報の保護や適正な取扱い、電気通信に対する信頼確保等に対する期待、事業者の実務や実態等も考慮した上で、適正な規律の下で利用者情報の保護と活用を図ることができるようなものである必要があると考えます。
- ✓ 本検討会では、事業者内部の適切なガバナンスを確保するための必要最小限の規律となるように、適正な取扱いを行うべき利用者情報の対象を検討してきたものです。
- ✓ いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

意見3-11 利用者情報の保護は、個人情報保護法で行うべき。

<主な御意見>

- ・多くの企業は個人情報保護法に基づき対策を講じており、申請、登録その他二重作業になるような規制を行うことは、企業活動へ影響を与える恐れがあるため、更なる検討が必要と考えます。【一般社団法人テレコムサービス協会】
- ・電気通信サービスの利用者に関する情報のうち、法規制すべきものの取扱いルールについては、すでに十分な議論のうえで個人情報保護法において規定されている。平成29年度改正個人情報保護法で「個人識別符号」が導入され、次いで令和2年改正個人情報保護法においてデータの保護・利活用への十分な配慮に基づき「個人関連情報」に関する規定が新設された際、さまざまなステークホルダーによる多角的な検討がなされてきたことを踏まえ、電気通信事業法において「利用者情報」を新たに規律することが適切かどうか、今後十分に議論することが適当である。【一般社団法人日本経済団体連合会】
- ・電気通信事業者は、電気通信事業法に基づき通信の秘密を保護し、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」に基づきプライバシー情報の取扱いを行うことにより、利用者が安心して電気通信役務を利用できる環境を整えている中、電気通信事業法に新たに「利用者情報」という概念を位置づけ、その適正な取扱いを求めることは、電気通信事業者にとって過度な負担となるのではないかと懸念します。【楽天モバイル株式会社】

考え方

- ✓ 電気通信事業には法人の利用者もいること、また利用者が個人名でなくユーザー名等で登録するサービスも多く、そのようなサービスでも通信の秘密に関する情報を取り扱うという電気通信事業特有の事情を踏まえ、利用者が安心できる電気通信役務を確保する観点から、業法である電気通信事業法において、利用者に関する情報の適正な取扱いを検討しているものです。銀行法においても、個人及び法人を問わず、顧客情報の適正な取扱いが規定されています。このような各業に特有の事情に関わらず、全て個人情報保護法で手当てをする場合、必要のない者に対しても過剰な規制が課され社会全体として最適な規律にならない上、個人の権利利益の保護を目的とする個人情報保護法で、法人を含む各業の利用者の利益を保護することは限界があると考えます。
- ✓ 各業に特有の事情に関しては、各業法で手当てをすることが社会全体にとって適切な(必要最小限の)規律となるものと考えます。

第3章 電気通信事業ガバナンスの在り方と実施すべき措置

3.2.1 電気通信事業に係る情報の漏えい・不適正な取扱い等に対するリスク対策

3.2.1.2 利用者情報の適正な取扱いの促進

意見3-13 利用者情報の適正な取扱いに係る規律の対象を「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者」とすることについて、賛同する。

<主な御意見>

・事業規模が及ぼすガバナンスの影響を鑑み、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者に限定して規律を適用することを支持したい。令和2年(2020年)12月、欧州委員会は「デジタスサービス法」と「デジタル市場法」の新たな規則案を、欧州議会とEU理事会に提出した。これは、両規則の核心となる、仲介的なプラットフォーム(商品やサービス/情報のプロバイダーと消費者を結びつける)の規制を推進するものであり、日本もこれらの世界的な動きにあわせ、規制のハーモナイゼーションという観点からも妥当であると考えます。【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】

考え方

✓ 賛同の御意見として承ります。

意見3-18 利用者情報の適正な取扱いに係る規律の内容について、賛同する。

<主な御意見>

・規程の策定には、概ね賛成である。管理者の選任や規程・方針の策定公表は、アカウントビリティの強化にもつながり、透明性が高まる。また、規律が形骸化せずマネジメントシステムとして運用できるため、企業の自浄作用に好影響が期待されると考える。【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】

考え方

✓ 賛同の御意見として承ります。

意見3-23 情報取扱規程の内容について、実態を踏まえた上でマニュアルを整備すべきという点について、賛同する。

<主な御意見>

- ・「マニュアル等を整備すべきではないかという意見」に賛成である。事業者がわかりやすいよう、マニュアルやガイドラインへの事例を多用する等、運用が円滑になるための工夫が必要であると考え。なお、委託先の監督は、再委託や再々委託時の留意点や監督スキームの適正化に向けて、前掲マニュアルやガイドラインへ、委託先の選定における基準や様式等も検討していただきたい。【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】

考え方

- ✓ 賛同の御意見として承ります。

意見3-14 利用者情報の適正な取扱いに係る規律は、一部の電気通信事業者に対してだけでなく、より多くの電気通信事業者に課されるべき。

<主な御意見>

- ・規律の内容については、利用者の利益の保護の観点から、事業者の規模や業態等によって非対称性を持たせるのではなく、全ての電気通信事業者及び「(3)規律の対象に関する配慮事項」において事業法の規律の対象とすることが適当とされている「一定の要件を満たす第三号事業者」に対して、一律に適用される規律設計とすることが適切。【株式会社NTTドコモ】
- ・利用者利益の保護と通信への信頼性確保の観点からは、利用者1000万人以上の閾値で区切るのではなく、「全ての電気通信事業者」、「事業規模の大きい第三号事業者」へ非対称性なく適用されるのが適当。【情報通信消費者ネットワーク】【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】
- ・規律の対象が、一定規模以上の事業者となりましたが、利用者情報の適正な取扱いは、事業者の規模に関わらずすべての電気通信事業者において行わなければならないと考えます。【公益社団法人全国消費生活相談員協会】

考え方

- ✓ 電気通信事業法の目的である利用者利益の保護等の観点に鑑みれば、全ての電気通信事業者を利用者情報の適正な取扱いに係る規律の対象とすることが望ましいと考えます。
- ✓ 他方、利用者の利益に及ぼす影響が限定的である電気通信事業者に対しては、規制が及ぼす負担の増加等にも配慮する必要があるとあり、そうした観点からも考慮した結果、今回、まずは利用者の利益に及ぼす影響の大きい大規模な電気通信事業者に限って規律を求めていくことが適当であると考えます。
- ✓ なお、一定の要件を満たす場合に限り、第三号事業を営む者についても電気通信事業法の規律の対象とすることが適当であると考えており、基準を満たす場合には、利用者情報の適正な取扱いの対象となります。また、本検討会でも議論があった、全ての電気通信事業者に対し求めるべき情報の適正な取扱いに係る規範的な規律の在り方は、技術的進展の動向を踏まえ、適時に検証を行い、今後、必要な対応方策を検討することとしております。

意見3-16 規律の対象となる「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者」については、明確化が必要。

<主な御意見>

- ・「65 例えば、国内の総人口の約1割程度の1,000万人以上」とありますが、真に、極めて大多数の国民が利用しているサービスとなるような閾値の検討が必要と考えます。【一般社団法人テレコムサービス協会】
- ・規律の対象となる事業者については、規律の目的を達成するうえで適切な、実態に即した判断基準を今後検討することが適当である。【一般社団法人日本経済団体連合会】
- ・電気通信事業者によって提供するサービスの内容が様々に異なる中、利用者数自体が必ずしも利用者への影響度を表すわけではないことから、情報の漏洩や不適切な取扱いを防止するという本質的な目的にあった基準について検討する必要があると考えます。また、当該基準については、事業者が解釈や判断に迷うことのないよう、明確なものとしていただくことを要望します。なお、規模に応じた基準に関しては、現行制度においても指定電気通信事業者を第一種・第二種に分類して規制・監督が行われているところ、その適正な運用こそが重要であると考えます。【楽天モバイル株式会社】
- ・(例えば、国内の総人口の約1割程度の1,000万人以上)基準の設定に関する検討状況について、説明いただきたい。【グーグル合同会社】
- ・地域には、条件不利地域等において最低限の人数で電気通信サービスの提供を行っている事業者もいることから、報告書案に記載されているとおり、そうした中小規模の事業者の事情にも配慮した上で、今後、規律対象の検討を進めていただくことを要望します。【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】

考え方

- ✓ 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者の条件については、利用者情報の取扱いに係る事業者の実務や実態、利用者の利益等を十分に踏まえた上で具体的に定められる必要があると考えております。
- ✓ 事業者の実務や実態、利用者の利益等を踏まえる観点から、事業者団体、消費者団体等のステークホルダーと連携してよく意見交換をしながら検討が進められるとともに、その内容についても分かりやすく周知広報を行っていくことが期待されます。

意見3-19 事業者は、自主的に国際標準に基づいた利用者情報を適正に取り扱うための体制を既に構築してきており、新たに事業者利用者情報の適正な取扱いに係る規律を課すことは過度な負担となるおそれがある。

<主な御意見>

- ・日本国内でサービスを提供する大規模なOTT事業者は、国際標準に基づいた利用者情報を適正に取り扱うための体制を構築してきており、仮に日本独自の規制への適合を求めることとなる場合、ビジネスに対して無意味な負担をもたらすこととなるとともに、行政による民間企業のガバナンスへの過剰な介入となることを懸念する。【一般社団法人新経済連盟】
- ・提案された対策は問題となる目的に沿うものではない。サービス提供者は、利用者のプライバシーを保護するために、高水準のセキュリティ対策及び内部ポリシーを実装してきた。その場その場で規範的要件を定めることは、目標を達成するために全体的なアプローチを既に取っているサービス提供者にとって不必要な負担を加え、また、より重要な問題から利用者の注意をそらしてしまう。【在日米国商工会議所】【Asia Internet Coalition (AIC)】
- ・グローバル企業においては、企業集団全体の取扱いが既に存在し、かつ、当該取扱いは国際基準に照らして適正なもの認められる場合が多いであろうから、そのような実態を踏まえて、既存の取扱いに係る情報取扱規程に加えて日本独自の規程の策定が要求されるなどの過重な負担が課されることのないよう配慮がなされるべきと考える。【Twitter, Inc.】
- ・情報の取扱いに関する責任者及びその社内の仕組みは、それぞれの企業が自主性と責任を持って設定し、日々の運用を行っているものであります。本規制についても、企業の自主性を後押しするようなものとなるよう、利用者情報統括管理者が果たすべき役割や資格要件について、概念的な大枠を定め、詳細の設計・運用は事業者委ねるといった柔軟性ある制度としていただきたいです。【株式会社メルカリ】

考え方

- ✓ 利用者情報の適正な取扱いに係る規律は、国際標準との整合性についても十分留意されたものであるべきだと考えます。今後、利用者や事業者等の意見を踏まえつつ、検討を進めていく必要があると考えます。
- ✓ 一般に、国際標準に基づいた利用者情報を適正に取り扱うための体制を構築しPDCAサイクルを回して自ら定期的に見直しも行っている場合には、本報告書(案)で提示した内容を実行していただくために追加的取組を行わなくとも既存の取組を活用して自ら取り組んでいただくことが可能であると考えられることから、ビジネスに対して新たに過度の負担をもたらすことにはならないものと考えられます。

意見3-21 高まりつつあるとされる電気通信サービスに対するリスクと、示された規制の方向性との関係が不明確である。

<主な御意見>

- ・LINE問題は、今回規制強化の制度改正を行うに当たっての立法事実の一つと位置付けているものと理解しているが、仮に本報告書案で示した方向性に即した規制を導入した場合、いわゆるLINE問題におけるどのような問題が、どのような制度的措置により、どのように解決されることになるのか、令和2年改正後の個人情報保護法(令和4年4月施行)によっても対応できないものなのかも含め、具体的に示していただきたい。【一般社団法人新経済連盟】
- ・本報告書案においては、「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者」として利用者情報の適正な取扱いに係る規律を課すことを想定している事業者の利用者情報取扱いの現状について示されておらず、会社法に基づく内部統制システム(362条4項6号)などにに基づき整備した体制を通じたこれら事業者の現在の取組では不十分であるという事実など、これら事業者に規制を課すための立法事実を欠くと考える。【一般社団法人新経済連盟】

考え方

- ✓ 令和3年3月、LINEの日本ユーザーの個人情報(通報されたメッセージの内容を含む。)が中国法人でありLINE株式会社の業務再委託先であるLINE China社からアクセス可能であったこと等が発覚し、同年4月26日には総務省より安全管理措置等及び利用者への適切な説明について不十分であったことが指摘されています。このような動きや電気通信事業を取り巻く環境変化等を踏まえ、安全管理等を記載事項とした情報取扱規程の策定、情報取扱統括管理者の選任、情報取扱方針の公表、取扱状況の評価を求めることとしています。
- ✓ 報告書案においては、情報取扱方針の安全管理の方法としてサーバ設置国等の公表が考えられるとしており、このような取組は利用者が自身の情報を保管される国を選択することができる環境を整えるものです。また、取扱状況の評価において、外国に利用者情報を保管する場合等に当該外国の法制度が適正な取扱いに与える影響等の観点について含むことが考えられるとしており、このような取組はガバメントアクセスに係るリスクを低減することに資すると考えます。
- ✓ 取得する利用者情報の内容、当該情報の利用目的などを情報取扱方針に明記し公表することで、自らが意図しない利用者情報の取得や当該情報の利用を行う役務を選ばない等、利用者が選択することが可能になると考えます。

意見3-22 利用者情報の適正な取扱いに係る規律は、個人情報保護法や電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインと整合的であるべき。

<主な御意見>

- ・電気通信事業者は「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等に基づき安全管理措置やセキュリティポリシーの公表を行うことにより利用者が安心して電気通信役務を利用できる環境を整えている中、新たに情報の適正な取り扱い等に係る取組について公表を求められることは過度な負担となるのではないかと懸念します。【楽天モバイル株式会社】
- ・先の個人情報保護法の改正にあたって、データ活用の促進の観点から民間・公的分野間の規律の統合等が図られた経緯等を考慮すると、今後、総務省規律の制定に向けては、その詳細化を図る過程において、改正個人情報保護法の規律と整合あるものとしていく必要があると考えます。【日本電信電話株式会社】
- ・企業の中には、同一の情報が個人情報保護法の対象かつ利用者情報として電気通信事業法の対象になることが考えられ、その場合において、個人情報保護法の一方の趣旨である、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮をすること」が、電気通信事業法の規制によって阻害されることのないよう、制度の設計、運用をしていただきたいと思います。【株式会社メルカリ】

考え方

- ✓ 電気通信事業者は、憲法でも保護が規定される通信の秘密に関する情報を取り扱う事業であり、情報漏えい時には、個人的法益のみならず、社会的法益・国家的法益の侵害にもつながりかねない事業であるため、情報の取扱いには特に高い信頼性が求められます。個人情報を取り扱う全ての個人情報取扱事業者に一律に適用される個人情報保護法とは観点も法目的も異なるものであることから、必ずしも個人情報保護法における規律と同等の義務とすることは適切ではないと考えます。
- ✓ ただし、運用においては、今後も、個人情報保護委員会事務局とも連携して、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改訂等を通じて、電気通信事業者が個人情報保護法と電気通信事業法の双方に円滑に対応できるような環境を整えていく必要があると考えます。

意見3-28 利用者情報を保管する電気通信設備の所在国の公表に賛同する。

【御意見の例】

- ・利用者の目線に立てば、日本国内で利用される電気通信サービスに係る利用者情報は、国内での保管及び国内からのアクセスに制限する安全管理措置が講じられるよう、国内外の全事業者に義務付けることが望ましいと考えます。【日本電信電話株式会社】
- ・LINE事件は、「利用者情報がどの国の事業者によって扱われるか」について国民が強い関心を有しており、安全保障上懸念のある国における利用者情報の管理に対して、拒否感・不信感を抱くことを明らかにした事件であった。この点を踏まえれば、国名の公表は当然に義務となるべきである。【一般社団法人MyDataJapan】

考え方

- ✓ 賛同の御意見として承ります。

意見3-29 利用者情報を保管する電気通信設備の所在国の公表には、セキュリティへの影響等に関する十分な検討が必要。国際的な枠組みを重視すべき。

【御意見の例】

- ・利用者情報を保管する電気通信設備の所在国を公表することについては、あくまでも「利用者が安心して利用できる電気通信役務の提供を確保し通信の信頼性を保持する観点から」として示されているが、事業者のセキュリティに影響を及ぼすといった見方もあることから、経済安全保障の観点からの十分な検討が必要である。【一般社団法人新経済連盟】
- ・利用者情報の「安全管理の方法」について、セキュリティや国民不安払拭の観点から適切な内容を今後十分に議論することが適当である。【一般社団法人日本経済団体連合会】

考え方

- ✓ 諸外国の法的環境の変化等もある中、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供を確保する観点から、利用者がサービスを選択するために必要な情報を公表することは意義があると考えます。
- ✓ 一方、公表に際しての具体的な記載方法については、国名の公表が事業者のセキュリティにどのような影響を与えるのかなども精査の上、今後、関係者の御意見も踏まえて、規律の実効性を失わない範囲で、具体化していく必要があると考えます。

意見3-32 SNSや検索サービスを提供する第三号事業者を規律の対象とすることに賛同する。

<主な御意見>

- 第三号事業者を規律の対象とすることに賛同します。そのうえで、規律適用の実効性が確保される規律設計を要望します。【株式会社NTTドコモ】
- SNSは実質的に他人の通信を媒介するものであり、取り扱う情報量が多く、社会経済活動における不可欠性を有し、社会的・経済的に影響力を有するSNSは電気通信事業法における電気通信役務として規律の対象とすることが適当と考えます。【情報通信消費者ネットワーク】
- SNSは実質的に他人の通信を媒介するものであり、取り扱う情報量が多く、社会経済活動における不可欠性を有し、社会的・経済的に影響力を有するSNSは電気通信事業法における電気通信役務として規律の対象とすることが適当。【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】
- 第三号事業を営む者についても事業法の規律の対象とすることに賛成します。広く利用されているSNSや検索サービスについては、情報の取り扱いに問題があったとしても、利用せざるを得ないことから、社会全体に及ぼす影響は大きいものとなります。【公益社団法人全国消費生活相談員協会】
- 利用者への影響が大きい大規模なサービスを提供する第三号事業を営む者の規律対象に加えることに賛成である。【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】

考え方

- ✓ 賛同の御意見として承ります。

意見3-33 SNSや検索サービスを提供する第三号事業者を新たに規制の対象とすることは、必要以上に広範な規制につながりかねず、ビジネスに大きな影響を与えることを懸念する。

【御意見の例】

・今回報告書では検索サービスやSNSを新たな規律の対象とすることが特記されているところ、これらを法の規律の対象とする理由としてこれらが「実質的に」通信を媒介するという曖昧な言葉が用いられていることについても、必要以上に広範な規制を呼び込むもとなりかねないという点で、懸念を表さざるを得ない。【グーグル合同会社】

考え方

- ✓ 電気通信事業法では、他人の需要に応ずるために、電気通信役務を反復継続的に提供する事業（電気通信事業）を営む者を規律の対象としており、今回もこの考え方に変更はありません。
- ✓ 今回、政策目的に照らして、電気通信の健全な発展にも大きな影響を与えるほど社会的・経済的影響が大きい大規模なSNS又は検索サービスを提供する事業であって、一定の要件を満たす場合に限り新たに規律の対象とすることについて検討していますが、その数はごく限られたものであり、ネット利用企業等を広範に規律の対象とするものではありません。

【御意見の例】

・SNSについて、「第三号事業」に該当する、すなわち、他人の通信を媒介しないものであることを前提としながら、「実質的に媒介する」というのはいかなる趣旨なのか、SNSを新たに電気通信事業法の規律の対象とする理由として十分な理由といえるのか、甚だ疑問である。【Twitter, Inc.】
【Asia Internet Coalition (AIC)】

考え方

- ✓ 第三号事業に関しては、利用者の利益の保護等を確保する社会的要請が高まっており、その中でも、これまで電気通信事業法で規律の対象と考えてきた事業と概念的に連続性（近似性）がある事業であって、社会的・経済的影響力が大きい事業に限定して対象とすることを提案するものです。
- ✓ 具体的には、SNSについては、電気通信事業法が伝統的に隔地者間の通信（特に会話・コミュニケーション）の媒介を主たる規律の対象としていることを踏まえ、他人間の通信（特に会話・コミュニケーション）を実質的に媒介する電気通信事業として規律の対象とすることが適当と考えます。

意見3-34 SNSや検索サービスを提供する第三号事業者に課される電気通信事業法上の規律を明確化すべきではないか。

【御意見の例】

- ・第三号事業者を規律の対象とする旨が「(3)規律の対象に関する配慮事項」において示されているところ、当該第三号事業者に対しては、どの規律が適用されるのかが判然としないことから、「(2)利用者情報の適正な取扱いに係る規律の具体的な在り方」に定める規律が第三号事業者へも同様に適用される旨を報告書上で明確にさせていただくことを要望します。【株式会社NTTドコモ】

考え方

- ✓ 大規模なSNSや検索サービスを提供する第三号事業を営む者は、新たに届出を要する電気通信事業者として、他の電気通信事業者に対する規律と同等の規律(特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者に新たに課すこととなる規律を含む。)を課すことが適当と考えます。
- ✓ 御指摘を踏まえ、電気通信事業法の規律(本報告書(案)で提言した新たな規律を含む。)を整理した参考資料を報告書に加えることとします。

意見3-35 SNSを提供する第三号事業者を規律の対象とするに当たり、実質的媒介と言う概念を持ち込むと、行政の裁量が拡大する懸念もあるため、ガイドライン等による解釈の明確化が必要。

【御意見の例】

- ・「媒介」には、これまで客観的な解釈が与えられていたが(逐条解説28頁)、そこに「実質的」という要素を持ち込むと、媒介の範囲が極めて不明確になるだけでなく、当局側の裁量により、際限なくその範囲が広がる可能性もあることから、十分な検討をお願いしたい。【Google合同会社】
 - ・段階的な基準を設ける場合は対象となる者及びその要件が一目で確認できる図表等があると分かりやすい。
- 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】

考え方

- ✓ 「媒介」と「実質的媒介」は異なる概念であり、SNSを「実質的媒介」と位置付けて新たに届出を要する電気通信事業とする場合であっても、「媒介」の概念はこれまでどおり変更ありません。
- ✓ また、SNSや検索サービスの提供者を届出を要する電気通信事業者とする基準については、今後、幅広いステークホルダーを交えた議論を行うとともに、分かり易い形で公表する必要があると考えます。

電気通信事業を営む者

※ ①～③は、報告書において提言した新たな規律

- 検閲の禁止
- 通信の秘密の保護

③ 新たに、外部送信規律を検討
(スタートアップ等を除く)

登録・届出 電気通信事業者

全般的に

- 利用の公平など

事業を始めるとき

- 電気通信事業の登録・届出

事業に変更 があったときの届出

- 登録・届出事項の変更、休廃止など

消費者保護

- 提供条件の説明、業務の休廃止の周知など

事故を起こしたとき、 その他の報告

- 業務の一部停止、通信の秘密の漏えいなど

利用者情報 の適正な取扱い

- ① 新たに、情報規律を検討
(一定規模以上の者に限る)

② 新たに、届出対象として、
・ SNS
・ 検索サービス、を検討
(一定規模以上の者に限る)



ポイント

企業が自社製品等を掲載するwebサイト運営は、一般的には、『**自分のため=自己の需要のため**』となります。

I 他人のために提供していますか？ →『他人の需要に応じるため』に該当

ポイント 役務（サービス）を他人の需要に応じるために提供しているか。

※AさんとBさんの通信を媒介するサービスの提供（他人と他人の電話、メールの送受信などを提供）が代表例。

※「個人や企業のwebサイト」「社内システムを自社で運営」など、自己の需要のために提供する場合には該当しない。

II (下記の) 電気通信サービスを行っていますか？ →『電気通信事業』に該当

i 電気通信設備を用いてサービスを提供しているか？

ポイント 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。

※電気通信設備は、自らが所有するものでなくても、利用する（又は利用させる）権限を有するものも含む。

※「他人と他人の通信を媒介」する場合だけでなく「自分と他人の通信」によってサービスを提供する場合も含む。

ii iの提供を反復継続していますか？

ポイント 主体的・積極的意思、目的をもって、同種の行為を反復継続的に遂行しているか。

※緊急・臨時的に行うものは該当しない。

III 料金を徴収するなど、利益を得ようとしていますか？ →『営む』に該当

ポイント サービス提供の対価として料金を徴収して（又はサービスは無料だが広告収入を得ることなどで）利益を得ようとしているか。

※実際に利益が出ていなくても、「利益を得よう」としていれば該当する。

※無償・原価ベースでサービスを提供する場合は該当しない。

すべてYES



『電気通信事業を営む者』に該当します

1つでもNO



電気通信事業法は適用されません。

規律対象 = 電気通信事業を営む者 (以下の①及び②)

① 登録・届出 電気通信事業者

登録事業者数 : 330者
届出事業者数 : 2万2千者

電気通信事業を営む者のうち、

- 電気通信回線設備を設置、
又は
- 他人の通信を 媒介 する者

※ 専ら一の者に提供する場合などは
登録・届出の適用が除外

② 登録・届出不要

の電気通信事業を営む者

〔第3号事業
を営む者等〕

電気通信事業を営む者のうち、

- 電気通信回線設備を設置せず、
かつ
- 他人の通信を 媒介しない 者

例えば、

- 固定・携帯電話
- インターネット接続サービス
- 利用者間のメッセージ媒介サービス
- ウェブ会議システム 等

- SNS
- 検索サービス
- オンラインショッピングモール
- オンラインオークションモール
- 各種情報提供サービス 等

参考 「電気通信事業を営む者」に該当しないもの (例)

- ✓ 企業・個人・自治会等のホームページ運営 (自己の情報発信のために運営 = 自己の需要に該当)
- ✓ オンライン証券・銀行 (自己の商品、自己が調達した商品のオンライン販売 = 自己の需要に該当)
- ✓ 実店舗商品のオンライン販売 (自己の商品、自己が調達した商品のオンライン販売 = 自己の需要に該当)

第3章 電気通信事業ガバナンスの在り方と実施すべき措置

3.2.1 電気通信事業に係る情報の漏えい・不適正な取扱い等に対するリスク対策

3.2.1.3 利用者に関する情報の外部送信の際に講じるべき措置

意見3-36 利用者に関する情報の外部送信の際に、利用者に対して確認の機会を与えることが必要であるとの方針に賛同する。

<主な御意見>

- ・利用者がウェブやアプリを利用しようとする、アプリやウェブサイトに設置された情報収集モジュールやタグ等により、利用者の意思によらずに、利用者の端末等識別情報が第三者に送信される問題は、利用者の通信への信頼を著しく損なう深刻な問題です。ケンブリッジアナリティカ問題で指摘されたように、このように集められた利用者の情報は、使われ方によっては、個人の権利利益を侵害するだけでなく、社会や国家の安全の脅威にもなることから、このような「外部送信」に係る規律は通信の信頼の確保に不可欠な適時・適切な法改正の提案であると考えます。【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】
- ・「利用者に対して確認の機会を与えることが必要である」との指摘は、消費者にとって確認の機会を得ることが情報の透明性確保につながるため、大いに賛成したい。自らの意志によらず、利用者端末情報等が第三者に提供されている事実は、知らされる権利の確保として是非実施していただきたい。【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】
- ・利用者の意思によらず利用者の情報が収集され、利用者に関する端末情報等がアプリ提供事業者やウェブサイト運営業者等や第三者に送信される場合があるというのでは、利用者は安心・安全にインターネットを利用することはできません。利用者の情報のうち、どのような情報を収集するのかをわかり易い場所にわかり易く周知する必要があります。また、情報取得や情報の外部送信時には、利用者が理解できるように確認の機会を設けていただきたい。【公益社団法人全国消費生活相談員協会】
- ・このような規律の導入は、利用者保護と通信に対する信頼の確保に不可欠な適時・適切な法改正の提案であるといえる。【一般社団法人MyDataJapan】
- ・インターネットの閲覧履歴をサイトの運営者が広告会社などの第三者に提供することについて、利用者の同意を取ることに賛成します。規制を導入して、利用者が安全安心に電気通信を利用できることを要望します。この仕組みを利用したターゲティング広告は、好みの広告が優先的に配信される反面、不愉快不要な広告が繰り返し配信されるということが多く、利用者にとって必ずしも望まれているものではなく、不快と感じている人もいます。【個人】

考え方

- ✓ 賛同の御意見として承ります。

意見3-38 規律の対象を「電気通信事業を営む者」に限定せず、利用者に関する情報の外部送信を行う全てのサービス提供者とすべき。外部送信を行うWebサイト等の全てが規律の対象となるわけではないので、利用者の保護につながらないのではないか。

<主な御意見>

- ・当該外部送信については、Webを設置している企業であれば、電気通信事業を営む者でなくても、多くの企業で実施されているとの理解です。利用者にとっての安心安全を確保する観点から、規範の対象を、特定事業者に限るべきではないと考えます。【ソフトバンク株式会社】
- ・適用対象を「電気通信事業を営む者」に限定するのは問題です。利用者の情報を外部送信するためのタグや情報送信モジュールを設置している全てのウェブサイトやアプリ事業者を適用対象とすべきです。【情報通信消費者ネットワーク】
- ・このような外部送信に係る規律の規制対象を「電気通信事業を営む者」に限定する点は妥当ではない。規制対象は、外部送信を行うすべてのウェブサイトおよびアプリとすべきである。「電気通信事業を営む者」のみを規制対象としても、それ以外のウェブサイトやアプリにおいて、利用者情報がいわば「筒抜け」となっている現在の状態が続くのであれば、利用者は不安な状態に留まることとなり、通信に対する信頼を回復することはできない。【一般社団法人MyDataJapan】
- ・広告を掲載するWebサイトのうち、一部のもの(ニュース提供サイト、電子掲示板など)は規制対象となり、一部のもの(ネット通販サイト、企業Webサイトなど)は規制対象とならないことが、どの程度利用者の保護につながるようになるのか、利用者の保護というメリットとの関係でこれらサービス提供者の負担が妥当なものとなるのか、十分な検証が必要。【一般社団法人新経済連盟】

考え方

- ✓ 電気通信事業法の目的を踏まえ、電気通信事業法の目的の範囲内で、利用者の利益を保護するとともに、電気通信事業の運営の適正化・合理化を図る観点から、本規律については現在の電気通信事業法において一般に対象としている「電気通信事業を営む者」までを規律の外延としているものです。
- ✓ 現在の電気通信事業法においては、電気通信事業を営む者以外の者を広く規律の対象とすることまでを想定しているものではないため、外部送信を行うWebサイト等の全てが規律の対象となる訳ではありません。
- ✓ 一方、電気通信事業を営む者が提供するウェブサイトやアプリは多くの利用者の方々に利用されていることから、電気通信事業法において本規律を導入することにより利用者に関する情報の外部送信を行う際に、利用者確認の機会を付与することは重要であると考えます。

意見3-39 規律の対象となる「電気通信事業を営む者」の範囲の明確化が必要。

<主な御意見>

- ・本報告書案は、このような「電気通信事業を営む者」を対象とした規制導入の方向性を示しているが、「電気通信事業を営む者」とは具体的にどのようなサービスを提供する者が該当するのか、総務省の「電気通信事業参入マニュアル 追補版」を見ても理解が非常に困難であるとともに、総務省においても、どの程度の数のサービス提供者が該当するのか、すなわち規制の対象となるのか把握できていない可能性が高いと考えている。把握しているということであれば、具体的に示していただきたい。【一般社団法人新経済連盟】
- ・今回の報告書(案)においても、多様な事業創造・イノベーションに対する社会的要請への考慮が明記されているが、案中で示されている基準では、事業者にとって自らが当該規制の対象に該当するかどうか、即座の判断が難しい。今後の検討にあたっては、規律の対象者を必要最小限の範囲にとどめるとともに、明確な基準の設定を求める。【公益社団法人経済同友会】

考え方

- ✓ 本報告書(案)では、「電気通信事業を営む者」は電気通信事業者及び第三号事業を営む者のことを示しています。ここでいう第三号事業を営む者は、①「他人の需要」に応じるために電気通信サービスを提供、②同種の行為を反復継続的に遂行、③料金を徴収すること等により収益を得ようとする「電気通信事業を営む」に該当するという全ての条件を満たすものに限定され、あらゆるビジネスやサービスの提供者がこれに該当するわけではありません。
- ✓ また、「電気通信事業」の定義や「電気通信事業を営む者」の範囲は従来より変わっておらず、Webサイトのオンライン検索、SNS、天気やニュースのオンライン提供などのサービスを提供する者は、一般的に該当するところですが、本規律の対象となり得る者が適切に判断できるよう、引き続き、関係者の御意見も踏まえつつ「電気通信事業参入マニュアル[追補版]」などにおいて「電気通信事業を営む者」に該当する事例の明確化などを図っていく必要があると考えます。そのため、「第4章 今後の検討課題」の「(3)実効的な執行の確保」に以下の内容を追記します。

【記載内容】

今後も引き続き、電気通信事業の運営を適正かつ合理的なものとするため、事業法を適正に執行するとともに、電気通信事業を取り巻く環境の変化等に応じて、事業法の解釈や運用に関する分かりやすいマニュアル等を整備し、積極的な情報発信等を推進することなどにより事業法に関する正しい理解を得ていくことも重要である。

意見3-41 利用者に対して確認の機会を求める際には、実効性が担保されることが重要。デジタルサービス提供者による新たな負担の増加についても考慮すべき。

<主な御意見>

- ・“利用者が理解できるように”は、実効性が担保されるよう努力いただきたい。利用者に確認の機会を与えると共に、“取得や外部送信する情報の種類や用途などに応じて”に対し、「利用者が何を理解し、情報を提供した場合或いはしない場合のリスクインパクトが何かを想定でき、かつリスクに備える」ことが出来るよう、丁寧な解説やツールを準備していただく事が望ましい。【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】
- ・外部送信の場合においては、原則、通知・公表を行った上で、利用者の同意を取得することとしていただきたい。オプトアウトについては、利用者が確認をしないままとなることが懸念されることから、原則は、利用者の同意を取得することとしていただきたい。オプトアウトを提供する場合は、その場所が分かり易く、簡単な操作でオプトアウトができることが必要と考えます。【公益社団法人全国消費生活相談員協会】
- ・利用者の保護という観点とともに、デジタルサービス提供者による新たな負担の増加という観点もやはり重要である。例えば、新聞社のニュースサイトにおいては、外部に情報を送信する数十個のタグが埋め込まれているといったことがあるが、どのような情報を誰に対して提供するかを個別具体的かつ明確に通知・公表することを求める場合、これらのデジタルサービス提供者にどの程度の負担が生じるのか、上記の利用者の保護というメリットとの関係で妥当なものとなるのかを十分に検証すべきである。【一般社団法人新経済連盟】

考え方

- ✓ 利用者に適切な確認の機会を付与する観点から、通知・公表やオプトアウト措置の提供の際に利用者に示す必要がある事項や運用方法について、官民共同規制という考え方にに基づき、関係事業者や事業者団体、消費者団体や利用者の御意見も踏まえながら検討が進められ、規律の実効性が確保されることが期待されます。
- ✓ この際、例えば、通知・公表についても、ジャストインタイム通知や利用者が容易に到達できる場所での公表を求めるなどの方法により、利用者に適切な確認の機会を付与するという規律の実効性が確保されることなどが期待されます。

意見3-42 利用者に与える選択の機会については、利用者の同意取得を原則とすべき。

<主な御意見>

- ・利用者に与える選択の機会については、原則「利用者の同意取得」とし、「通知・公表」や「オプトアウト措置の提供」等はいくつでも補助的手段とすべきだと考えます。【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】
- ・外部送信規律における措置が「事前の同意取得」ではなく、「通知・公表」でも足りるとされたことも納得できません。利用者は、自分の情報を提供するかどうかを自分で選択する必要があります。【情報通信消費者ネットワーク】
- ・利用者の中には外部送信の事実や仕組みについて十分な知識を有しない者も相当数含まれており、これらの利用者は通知・公表やオプトアウトでは、その趣旨が理解できず、適切な行動ができないことが想定される。何もしないまたはできない利用者から利用者情報を取得し続けることは不適切であり、利用者の積極的な同意があって初めて利用者情報を取得することができるとすべきである。【一般社団法人MyDataJapan】

考え方

- ✓ 本規律については、関係事業者の取組や事業者・利用者への負担を考慮し、実態に即した適切な方法で利用者に確認の機会を付与することを可能とすることが規制の実効性を確保する上で重要との考えの下、利用者に確認の機会を付与する方法として、通知・公表、同意の取得、オプトアウトの提供のいずれかの方法で良いこととすることを想定しています。
- ✓ 同意の取得を求めることにより、利用者が情報の送信を認識するとともに拒否することが可能となる一方で、関係事業者が直ちに同意の取得を行うための準備ができないことや利用者のいわゆる「同意疲れ」を引き起こすといった懸念もあるため、同意の取得に限定することなく、状況に応じた柔軟な対応を可能とすることが重要と考えられます。
- ✓ なお、利用者に適切な確認の機会を付与する観点から、通知・公表やオプトアウト措置の提供の際に利用者に表示が必要がある事項や運用方法について、官民共同規制という考え方にに基づき、関係事業者や事業者団体、消費者団体や利用者の御意見も踏まえながら検討が進められ、民間による創意工夫やベストプラクティスなどの成果も適切に活用しながら規律の実効性が確保されることが期待されます。

意見3-44 令和2年改正個人情報保護法の施行及び評価を行った上で規律を導入すべき。

<主な御意見>

- ・改めて述べるまでもなく利用者情報の保護は重要であるが、まずは個人関連情報に関する令和2年改正個人情報保護法の施行と評価を行ったうえで、今後の方策について幅広いステークホルダーを交え議論することが適当である。【一般社団法人日本経済団体連合会】
- ・そもそも令和2年の個人情報保護法改正により新たに整備された「個人関連情報」に関するルールが施行されていない段階で、このような規制を導入することは、立法事実や必要性が不明であり、比例原則に照らしても大きな疑義がある。【一般社団法人新経済連盟】
- ・こうした規律の必要性には、個人情報保護法の3年ごと見直しの過程で対処すべきことであり、付け焼き刃で生半可な規律の導入は、個人情報保護法制の将来に混乱を及ぼすことにもなりかねず、電気通信分野が独断専行で拙速に進めることではない。【一般財団法人情報法制研究所】
- ・事業法で求める具体的な措置については個人情報保護法との整合性を整理いただき、二重規制・過剰規制とならない対応を要望致します。【JCOM株式会社】
- ・法人情報の保護につき合理的理由が認められない以上、広く個人に関する情報について規律する個人情報保護法において必要な範囲で規律を設けることが合理的な制度のあり方であり、別途検討されるべきものとする。現行法上の個人情報の定義、個人関連情報に係る規制の沿革や、その際の議論を踏まえつつ、広く関係する主体で改めて議論をすべきものである。【三浦法律事務所】

考え方

- ✓ 令和2年の個人情報保護法改正により、個人の権利利益を保護する観点から、個人関連情報が第三者提供された先で個人データとなることが想定される場合に、本人の同意が得られていることの確認を義務付けるための規律が導入され、同規律については個人情報保護委員会事務局において適切に執行されるものと認識しています。
- ✓ 他方、本規律は、安心して利用できる電気通信サービスの確保の観点から、利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報の当該利用者以外の者への外部送信を指令するための通信を行う場合に、当該利用者に確認の機会を付与するものであり、規律を導入する観点や規律が適用される場面が異なります。

第3章 電気通信事業ガバナンスの在り方と実施すべき措置

3.2.2 通信ネットワークの多様化等を踏まえた電気通信サービスの停止に対する リスク対策

意見3-45 クラウドサービスの利用等を含む他者設備に対する技術基準の適用範囲を見直すことに賛同する。ただし、事業者がクラウドサービスの利用等を含む他者設備を円滑に導入できるような制度であるべき。

<主な御意見>

- ・「電気通信事業者が電気通信回線設備の一部として他社設備(第三者クラウド等)を使用する場合、使用する電気通信事業者に技術基準への適合維持義務を課す」という考えについて、現在適合維持義務が除外されているものを含め義務を拡大する方向性は適切と考えますが、昨今特定の第三者クラウドにおける障害発生により国内の様々なサービスが同時多発的に停止する事案も発生しており、「個々の事業者が適合維持義務を遂行することでサービス停止リスクを極小化できる」と一概に言えない状況にあります。事業用電気通信設備として第三者クラウドを使用することの是非、使用される第三者クラウド側に制度上の要件を設けるべきか否か、セキュリティでいえばISMADのような評価制度を設け事業用電気通信設備として使用される第三者クラウドに適用していくべきか否かといった議論が加速し、一定の水準を保ちながらも、事業者が円滑な導入を図ることのできる仕組みが設けられることを要望します。【株式会社NTTドコモ】
- ・他者設備を使用する電気通信事業者に対し技術基準への適合維持義務を課すにあたり、技術基準が適用される他社設備の範囲について、利用されている電気通信設備や機能等の実態を踏まえ、電気通信事業者等を含む場で検討することに賛同いたします。電気通信サービスの多様化や迅速なサービス提供によるユーザー利便性向上のため、他者設備の利用、とりわけ他者クラウドの利用のニーズが拡大しつつあると認識しております。そのため、電気通信事業者の適合維持義務として技術基準が適用される他者設備の範囲について、電気通信事業における他者クラウドの利用の阻害要因となることのないよう考慮しつつ検討されることを希望します。【KDDI株式会社】
- ・技術基準が適用される規律の見直しに賛成である。例えば、医療サービスの分野では、要配慮個人情報に該当するようなセンシティブな情報をネットワーク上で取り扱うことができるようになってきているため、そうした情報を媒介する電気通信事業者がクラウド設備を使用する場合に技術基準への適合維持義務を課すことは有効である。【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】

考え方

- ✓ 賛同の御意見として承ります。
- ✓ 今後、検討を進めるに当たっては、電気通信事業者がクラウドサービスの利用等を含む他者設備を円滑に導入し、電気通信サービスを確実かつ安定的に提供できるようにする観点から、当事者を含む場において、当該他者設備の利用の実態等を踏まえた議論を通じて決めていくことが適当であると考えます。

意見3-47 電気通信サービスの安定的な提供は、現行の設備規律で十分に確保されており、他者設備に対する技術基準の適用範囲の見直しやクラウドサービスの利用等の他者設備に技術基準の適合維持義務を課すことは、電気通信事業者に過度な負担を課すことになるとの懸念がある。

<主な御意見>

- ・現在も、有料で大規模な電気通信役務を提供する事業者等、一定の基準を満たす事業者は他者設備も含めた技術基準への適合維持義務が課されており、現行の制度に基づき、新たに技術基準への適合維持義務を課すことは、電気通信事業者にとって過度な負担となるのではないかと懸念します。【楽天モバイル株式会社】

考え方

- ✓ 電気通信サービスが国民生活や社会経済活動の重要な基盤となっており、主な用途が音声通話からデータ通信へとシフトしてきているとともに、技術の進展により電気通信事業者が主体的に管理等しない外部の者から必要な機能の提供を受けて電気通信サービスを利用者に提供することが可能となってきています。したがって、デジタル変革時代のイノベーションを促進していくためには、確実かつ安定的な電気通信サービスの提供を確保する観点から、データ伝送役務用設備等について他者設備への技術基準の適用範囲を見直すことは、一定の意義があると考えます。
- ✓ また、通信ネットワークの多様化等を踏まえて設備規律等を不断に見直していくことは必要不可欠であり、実態を踏まえた見直しをすることが適当と考えます。
- ✓ なお、電気通信事業者の負担にも配慮するとともに電気通信サービスの確実かつ安定的な提供を確保する観点から検討を進めることが適当と考えます。

意見3-49 重大事故等のおそれのある事態の報告制度を導入するに当たっては、具体的な報告基準の明確化が必要。

<主な御意見>

- ・「重大事故等のおそれのある事態(事業法上の事故には該当しないが重大事故等につながるおそれがあると考えられる事態)」について報告制度を導入するにあたっては、具体的な報告基準を明確にさせていただくことを要望します。【株式会社NTTドコモ】
- ・電気通信回線設備を設置する電気通信事業者だけではなく、当該事業者から卸・再販または相互接続を行っている事業者、事故報告の制度に関する国際的スタンダードを知るグローバル企業も含む場を設けていただきたい。【グーグル合同会社】
- ・重大事故等のおそれのある事態の例として、サイバー攻撃による障害も想定されているものと理解しておりますが、サイバー攻撃による障害は、発生を検知までに時間がかかったり、原因究明が困難であったりすることが想定されるため、事業者が報告の要否を判断できるよう、報告対象となる事態の基準を明確化した上での制度化を要望します。【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】

考え方

- ✓ 重大事故等のおそれのある事態の報告基準については、これまでに発生した重大事故の事例、電気通信事業者の実務や実態、国際的な状況等を十分に踏まえ、今後、関係するステークホルダーと連携してよく意見交換をしながら、制度整備を進めていくことが適当であると考えます。

<主な御意見>

- ・自らは、電気通信回線設備を設置(電気通信設備を継続的に管理・支配すること)をしていない者が、かかる事態を覚知することは不可能である。したがって、電気通信回線設備を設置している者以外に、おそれのある事態の報告義務を課すことは適当ではない。【グーグル合同会社】

考え方

- ✓ 電気通信回線設備について発生した事態の報告については、本検討会の検討においては、電気通信回線設備を設置する者に課されるべきと整理しています。

第4章 今後の検討課題

意見4-1 今後、事業者等の関係者を含めた検討を進めていくことが適当。

<主な御意見>

- ・利用者観点においては利用者情報の保護は重要と考えるため、今後も事業者等関係者を含め検討していくことが適切と考えます。【ソフトバンク株式会社】
- ・今後の具体的な制度設計においては、関係する事業者の意見を踏まえ、運用や手続きの負荷が過大にならないよう配慮して進めていただきたいと考えます。【KDDI株式会社】
- ・ACCJは、利用者のプライバシーを保護し、経済安全保障を確保することと、自由なデータ流通から恩恵を受けてイノベーションを促進することは共存できると信じている。ACCJは、この目標を達成するために、総務省をはじめとするステークホルダーと協働していく所存である。【在日米国商工会議所】

考え方

- ✓ 賛同の御意見として承ります。

意見4-2 技術の進展や環境の変化を踏まえた規制の在り方の検討が必要。

<主な御意見>

- ・デジタル技術の進展に伴い、電気通信事業の内容や取り巻く環境は日々刻々と変化している。そのため、規制導入後も定期的な見直しと検証が不可欠である。その際には、データ管理が成長戦略や経済安全保障に関わる重要テーマであることに鑑み、法律やそれに基づく政令等の見直しにあたっては、経済界を含めた様々なステークホルダーによる透明性の高い議論を実施すべきである。【公益社団法人経済同友会】

考え方

- ✓ 賛同の御意見として承ります。

<主な御意見>

- ・ネット社会の進展による環境の変化に呼応した対応や、その時々想定される課題につき、リスクが顕在することなく利用者への信頼を確保できるような検討を願います。【公益社団法人全国消費生活相談員協会】

考え方

- ✓ 賛同の御意見として承ります。
- ✓ 御意見を踏まえ、「第4章 今後の検討課題」の「(1)官民連携した官民共同規制の実施体制の構築」に以下の内容を追記します。

【記載内容】

特に利用者に対しては、電気通信サービスに係る情報を利用者の立場に立った適切かつ分かりやすい形での情報発信等の促進により、利用者が不利益を被ることなく主体的に電気通信サービスを選択できるような環境を醸成すること等に配慮することが必要である。

意見4-3 電気通信事業法を、「事業者規制法」から「利用者保護法」へと変容させていく必要性について追記すべき。

<主な御意見>

- ・「今後の検討課題」の中に、電気通信事業法を、「事業者規制法」から「利用者保護法」に生まれ変わらせる必要性について追記すべき。
【情報通信消費者ネットワーク】【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】【一般社団法人MyDataJapan】
- ・「規制の断片化」を招かないためにも、利用者がどのような通信サービスを受けるのかに着目し、そのサービスを提供する事業者に対し、利用者保護の観点から規制をかけていくことが合理的と考えます。【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】

考え方

- ✓ 電気通信事業法は、「電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護」することを目的としております。
- ✓ 今後、利用者利益の保護の側面をより強くしていく必要性については、御意見のとおりですが、電気通信役務の円滑な提供の確保に向けた事業者に対する規制も引き続き必要だと考えます。これらが両輪となって利用者利益の保護に資するものと考えますので、「第4章 今後の検討課題」の「(4)電気通信事業を取り巻く環境の変化とこれからの事業法」の表現を以下のとおり改めさせていただきます。

【新】

電気通信サービス利用者の保護と通信への信頼の確保を達成していく観点から、**電気通信役務の円滑な提供の確保に加え、利用者の利益の保護にも重点を置いて**これらの課題について今後も検討を深めていくことが必要である。

【旧】

電気通信サービス利用者の保護と通信への信頼の確保を達成していく観点から、これらの課題について今後も検討を深めていくことが必要である。

- ✓ また、「おわりに」の表現を以下のとおり改めさせていただきます。

【新】

なお、短期間での検討となったことについての批判的なご意見もあったところ、総務省においてはこれを真摯に受け止め、今後の検討課題としたことを**始め、安心・安全で信頼できる電気通信サービスの確保に向けて必要な検証や対策等**について様々なステークホルダーと連携・協力して、引き続きの検討を期待したい。

【旧】

なお、短期間での検討となったことについての批判的なご意見もあったところ、総務省においてはこれを真摯に受け止め、今後の検討課題としたことについて様々なステークホルダーと連携・協力して、引き続きの検討を期待したい。

その他の御意見
(報告書の修正を要するもの等)

第2章 電気通信事業におけるガバナンスの現状と課題

意見	考え方	案の修正の有無
----	-----	---------

2.1 電気通信サービスに対するリスクの高まり

意見2-1 サイバー攻撃の複雑化・巧妙化によるリスクとして、通信システムへの不正侵入等についても記載すべきではないか。

<p>ここではIoT機器に対するDDos攻撃のみに絞られているが、IoT機器そのものは通信ネットワークの中核を占めるものではなく、通信システムそのものに対する攻撃や、ログイン（認証）時のパスワード等窃取、不正侵入手段等についても触れても良いと考える。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>御意見を踏まえ、「2.1.1 サイバー攻撃の複雑化・巧妙化によるリスク」中の表現を以下のとおり改めさせていただきます。</p> <p>【新】 これに加え、指令元、攻撃元、攻撃先等の電気通信設備が複数のISPをまたぐ攻撃も発生している。<u>また、フィッシング等によるログイン時のパスワード窃取等も見られており</u>、こうした状況を踏まえれば、</p> <p>【旧】 これに加え、指令元、攻撃元、攻撃先等の電気通信設備が複数のISPをまたぐ攻撃も発生している。こうした状況を踏まえれば、</p>	<p>有</p>
--	--	----------

3.2.1.3 利用者に関する情報の外部送信の際に講じるべき措置

意見3-37 報告書(案)において「利用者に対して確認の機会を与えること」が規律の内容に含まれることを明確化すべき。

<p>・「利用者に対して確認の機会を与えること」について、これが規律の内容に含まれることとなるのか、報告書上で明確にさせていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>御意見を踏まえ、「3.2.1.3 利用者に関する情報の外部送信の際に講じるべき措置」の表現を以下のとおり改めさせていただきます。</p> <p>【新】 利用者に対して確認の機会を与えることが確保できるようにすること<u>が必要である。</u></p> <p>【旧】 利用者に対して確認の機会を与えることが確保できるようにすること<u>等も考えられる。</u></p>	<p>有</p>
---	--	----------

その他		
意見	考え方	案の修正の有無
<p><表現の修正に関する御意見></p>		
<p>「ガバメントアクセス」という言葉が定義、説明なく用いられているため、定義、説明を追加していただければと思います。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>「ガバメントアクセス」の説明を「政府等による民間部門が保有する情報への強制力を持ったアクセス」として記載します。</p>	有
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ページの最下行の「3月」は全角数字で「3月」としたほうがよい。他の箇所の例と同様に。 ・ 4ページの図1-2のクレジットの「3月」は全角数字で「3月」としたほうがよい。 ・ 34ページの5行目「令和2年」は全角数字で「令和2年」としたほうがよい。 ・ 6ページの脚注で「Facebook」の社名変更についても言及したほうがよいのではないか。 ・ 53ページの脚注の1行目「1つ」は「一つ」のほうがよい。本文の例と同様に。 ・ 23ページの最下行「いえな」と、53ページの脚注の2行目「言えな」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・ 58ページの脚注85は、当該用語の初出箇所の16ページに記載したほうがよい。 ・ 16ページの「(国研)」は「国立研究開発法人」のほうがよい。70ページの例と同様に。 ・ 69ページの表の第三号事業の用語意味欄の文末「事業。」は「事業をいう。」のほうがよい。 ・ 69ページの表の電気通信事業の用語意味欄の2行目「二十五」等は算用数字で記載したほうがよい。本文の例と同様に。 ・ 70ページの「五十音順」は座長、座長代理以外の構成員について？ ・ 71ページの開催日は本文と同様に西暦も併記したほうが時系列がわかりやすくなる。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見を踏まえて、同一文書内での整合が図られるように表現を修正します。</p>	有
<p>コア機能、コアネットワーク機能というのは定義が曖昧だと思う</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「コア機能」は基幹的な機能という意味で用いております。</p> <p>「コアネットワーク機能」については「コアネットワークの機能」に改めさせていただきます。</p>	有